大阪府外国人患者受入れ拠点医療機関及び

大阪府外国人患者受入れ地域拠点医療機関選定要綱の改正について

1. 改正内容
2. 大阪府外国人患者受入れ地域拠点医療機関の選定要件の改正

（第５条第１項第２号イ(ァ)）

平成31年４月26日に施行した本要綱において、選定要件の１項目である外国人患者の受入れ実績については、「平成29年度」の実績により判断することとしていましたが、施行後２年以上が経過したため、判断する実績年度を「申請する前年度」の受入れ実績に改正するものです。

【改正前】平成29年度の一年間で、外国人患者の新規入院患者数及び外来初診患者数の合計が100名以上の医療機関

【改正後】申請する前年度の外国人患者の新規入院患者数及び外来初診患者数の実績合計が100名以上の医療機関

1. 経過措置期間の設定（附則２項）

選定要件である外国人患者の受入れ実績を、申請する前年度の受入れ実績に改正しますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、訪日外国人が激減しているため、経過措置期間として、令和５年度までの申請分については、平成30年度の実績により判断することとします。

【追　加】第５条第１項第２号で定める「大阪府外国人患者受入れ地域拠点医療機関の選定要件」のうち、イ(ｱ)の「外国人患者の新規入院患者数及び外来初診患者数の実績」の対象年度については、施行日から令和6年3月31日までの間は、「申請する前年度」を「平成30年度」と読み替えるものとする。

1. 文言修正等

その他、規定内容に影響を及ぼさない範囲で文言等を修正しています。

1. 既に選定している府拠点医療機関等への影響

要綱第５条第２項において、「知事は、前項で定める府拠点医療機関等の選定要件を改正した場合、既に選定されている府拠点医療機関等に対し、速やかに周知するとともに、改正後の選定基準を満たしているかどうかについて、審査しなければならない。」としていますが、今回の改正は、既に選定している府拠点医療機関等に影響するものではないため、審査は行いません。

なお、改正内容については、令和３年11月24日に各府拠点医療機関等に電子メールにて周知済です。